



10/25
(火)

国道13号 柵塚駐車帯で 特殊車両の取締りを行いました！

10月25日(火) 国道13号 南陽市柵塚地内の駐車帯において、南陽警察署協力のもと、特殊車両の指導取締りを行いました。調査台数3台のうち、違反台数が2台でした。違反車両には**指導警告書**が発行されました。

特殊車両とは??

車両の構造が特殊である車両、あるいは輸送する貨物が特殊な車両で、幅・長さ・高さおよび総重量のいずれかの**一般的制限値**を超えたり、橋、高架の道路、トンネル等で総重量・高さのいずれかの制限値を超える車両を『特殊な車両』といいます。



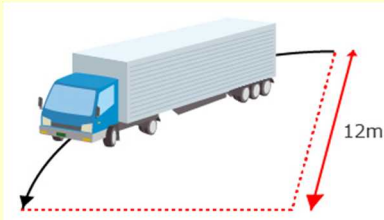
一般的制限値

【車両の幅、長さ、高さ】



※高さ指定道路は4.1メートル

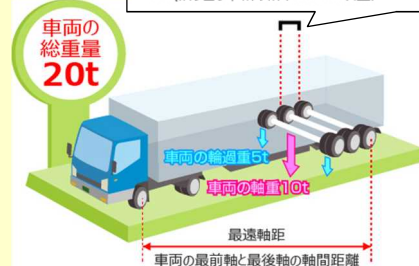
【車両の最小回転半径】



【車両の総重量、軸重、隣接軸重および輪荷重】

※高速道路および
重さ指定道路は25.0t

- 18t(隣り合う車軸の軸距が1.8m未満)
- 19t(隣り合う車軸の軸距が1.8m以上、かつ隣り合う車軸の軸重がいずれも9.5t以下)
- 20t(隣り合う車軸の軸距が1.8m以上)



一般的制限値を1つでも超える場合は「**特殊車両通行許可**」が必要になります。

取締りの様子



マットスケールで重量を測定



お急ぎの中
ご協力いただき
ありがとうございました。

車体の長さ・幅・高さを測定



違法に重量を超過した車両は、道路や橋などの構造物に多大なダメージをあたえます。また、高さや幅を超過している車両が橋梁等に衝突する重大事故も発生しています。そのため、国土交通省では違法通行している大型車両の指導・取締りを行い、適正な道路利用を促進し、良好な道路環境の維持に努めています。

～通行許可申請と許可条件の遵守をお願いします～



国土交通省 山形河川国道事務所 米沢国道維持出張所

(住所) 〒992-0011 米沢市中田町260-2 (TEL) 0238-37-5300 (FAX) 0238-37-5303

(ホームページ) <http://www.thr.mlit.go.jp/yamagata/syucho/yoneiji/>

道路の異状を発見したら**道路緊急ダイヤル(無料) #9910**へお知らせ下さい！

